

頼義と頼清

——河内源氏の分岐点——

元 木 泰 雄

はじめに

鳥羽院政期に摂関家に大殿として君臨した藤原忠実が、保元の乱に至るまでの時期に残した談話集『中外抄』には、河内源氏一門に関する話題が散見する。その一つ、康治二年（一一四三）四月一八日の談話で、忠実は当時彼に仕えていた河内源氏の当主源為義の処遇にふれたついでに、河内源氏の祖頼信の三人の子供について言及している（上五一）。この中で忠実は次のように語った。

頼信子三人、太郎頼義をハ武者ニ仕御せ。頼清をハ藏人ニ成給。三郎ヲトロノ入道不用者テ候之由、申_二宇治殿_一了。如_二申請_一頼義をハ武者ニ令_レ仕御テ、貞任・宗任ヲ打遣。頼清をハ藏人ニ成給。三郎をハ不用者申ける氣にや不_下令_二叙用_一給_上さりけり。

これによると、河内源氏の祖で、平忠常の乱を平定したことで知られる頼信は、宇治殿こと藤原頼通に息子たちを推挙した。まず長男頼義を武者として、次男頼清を藏人として推挙し、三男三郎を不用の者と酷評したという。このうち武者として推挙された長男頼義は周知の武将である。父頼信が彼の武芸を高く評価し、武士として深く信頼していたことは、『今昔物語集』巻二五ノ一二「源頼信朝臣男頼義、射殺馬盗人語」の有名な説話からも窺い知ることができる。そして、頼義は『中外抄』に

もあるように、安倍貞任・宗任兄弟やその父頼良を討伐して前九年合戦を平定したのをはじめ、その前提ともいべき相模守在任中には東国武士との関係を深めたほか、桓武平氏貞盛流の平直方の娘と結婚して鎌倉の屋敷・所領、そして東国における名声をも獲得するなど、河内源氏の東国に対する影響力を強めた武将として知られる。

これに対し、頼義の二人の弟たちは取り上げられる機会が少ない。『尊卑分脈』によると、「不用」とされた三男は頼季と名乗り、従五位下掃部助に至ったこと、出家して行増を称し、「乙葉入道」と号したとある。したがって、『中外抄』に「ヲトロ入道」とあるのは、「ヲトハ」の誤写と考えられる。ただ「不用」とされたごとく、彼は顕著な活動をする事もなく、その事績は殆ど記録に残されていない。

一方、藏人に推挙された次男の頼清については、かなりの事績が判明する。彼の若年のころの逸話が『今昔物語集』（巻二ノ三六）に見えるほか、『小右記』治安元年（一一二二）年一月一日条には、時の関白頼通の侍所別当として登場する。そして父頼信が平忠常の乱を平定する直前の長元四年（一一三二）三月八日には安芸守に赴任（『小右記』）し、その後も陸奥・肥後の国守を歴任したことが判明する（『後拾遺和歌集』四七四）。注目されるのは、兄頼義が初の受領である相模守に就任する長元九年より五年も前に受領に就任していることである。すなわち、頼清

は兄頼義を官位で凌駕していたのであり、頼清の系統こそが河内源氏の嫡流となる可能性もあったことになる。

従来、河内源氏の嫡流は頼信から頼義に平穩に継承されたと考えられてきた。しかし、頼清は頼義の嫡流継承を脅かす存在だったのである。頼清の活動を復元しながら、兄頼義との関係を検討し、最終的に頼義の系統が河内源氏嫡流となった原因、そしてその意味について検討することにしたい。

一、武人頼義と文官頼清

1. 母の出自

頼信の政治的地位を急上昇させたのは、長元四年（一〇三二）に平定された平忠常の乱に他ならない。それまでの頼信は、数年の間を置きながら東国を中心とした諸国の受領に補任されるという、平凡な経歴しか有していなかった。本章ではそのころの頼義・頼清兄弟の動向を検討することにしたい。

弟が兄より早い昇進を見せた原因として最も一般的な理由は母の身分の相違であるが、残念ながら両者の母が同一人物かどうかは不詳である。『尊卑分脈』は、頼義の母を「修理命婦」と記し、頼清についても同母とする写本もあるものの、他は不明としている。この修理命婦という女性には、家系なども詳らかではない。先述した『中外抄』には、頼義の母に關する談話が残されており（下五三）、これによると彼女は元來宮仕えをしていて頼信と結ばれたという。

頼義が承保二年（一〇七五）七月一三日に死去したことは『水左記』同日条で確認されるから、八八歳という『尊卑分脈』の享年が正確であれば

ば、生年は永延二年（九八八）となる。この年は、満仲の子息たちが暗躍したと見られる花山天皇退位事件の二年後にあたる。事件の首謀者藤原兼家は、外孫一条天皇を即位させて摂政に就任しており、当時は権勢の絶頂にあった。したがって、修理命婦が宮中に仕えていたのは一条朝と考えられる。一方の頼信は、兼家の息子で退位事件を手引きした道兼に近侍していた（『古事談』四一二）から、次第に頭角を表しはじめていたころにあたる。

先述の『中外抄』（下五三）の談話によると、修理命婦は不品行で、のちに自身の侍女を寵愛した男と不倫関係を結び、随身中臣兼武を生んだという。この醜聞を素材にした説話は『古事談』（四一五）にも見えており、かなり人口に膾炙していたと考えられる。随身は世襲であることを考えれば、不倫相手も随身だったことになる。随身の位階は六位以下に過ぎず、身分は頼信より遙に低い。頼義が母を嫌悪し、前九年合戦で死んだ乗馬の供養は行っても母の供養をしなかったというが、身分の卑しい相手と密通したことを考えれば、頼義が怒ったのも当然である。

さらに忠実は、これ以後の河内源氏代々の当主は、家柄の良い女性を母としたと述べており、修理命婦の出自が低かったことを示唆している。当時頼信はまだ二〇歳を大きく出しておらず、満仲の三男ということもあって政治的地位も低かったために、身分の低い女性との婚姻が行われたものと考えられる。頼義が初めて受領に就任したのは、先述のように長元九年、すなわち五〇歳近くになってからであるが、こうした不遇にも母の出自が影響した可能性は否定できない。

一方の頼清の母も、先述のように不明確である。頼義との年齢差がどれほどなのかはわからないが、頼通の侍所別当に在任していた治安元年（一一〇二）には壮年に達していたと考えられるので、頼義と大きな違いはなかったと考えられる。そうであれば、彼も頼信の政治的地位が低かつ

た時代に生まれたことになり、同母、もしくはさほど身分に相違のない母であったと推測される。母が不明確であることも、その裏付けといえよう。こうしてみると、両者の官歴の相違が母の身分の相違によるとは断定し難く、頼清の文官的な才覚が貴族社会に受容されやすく、彼に対する評価が頼義を凌駕していたためと理解すべきであろう。

2. 小一条院判官代頼義

相模守就任以前の頼義については、『陸奥話記』に頼信とともに平忠常の乱平定に活躍したこと、そして小一条院判官代を勤仕したとある以外に知ることはできない。判官代就任の時期は不明確だが、同書によると、平忠常の乱平定に際して拔群の「勇決」と「才氣」を示して東国武士の人望を得たあとに、判官代となったと記されているので、補任は乱が平定された長元四年（一〇三二）以降のことと考えられる。乱の平定に際し父を補佐した恩賞であった可能性もある。

小一条院は、三条天皇の皇子敦明親王で、天皇が道長の外孫後一条天皇に譲位した際、東宮に擁立されたが、もう一人の外孫敦良親王（のちの後朱雀天皇）を東宮に擁立しようとした道長の圧力を受け、父三条院死去後の寛仁元年（一〇一七）に東宮の辞退に追い込まれた人物である。このため、小一条院を単純に反道長派等とみなし、さらには頼義を撰関家と対立する冷泉皇統と結合する存在等とする皮相な見解もある^①。しかし、院はそもそも道長の計らいで院号を宣下され、天皇も経験していないのに太上天皇なみの待遇を受けている。こうしたことを考えれば、院は撰関家と対立する人物ではないし、院司として推挙された人物が道長や頼通に近い人物であったことは当然といえる。

頼義の判官代補任を平忠常の乱後とすると、彼を推挙したのは頼通であったと考えられる。『陸奥話記』によると、頼義は狩獵を愛好した院に随行し、優れた腕前を披露したとあるから、得意の武芸を生かした奉仕であり、武人としての能力が評価された人事と考えられる。また『古今著聞集』によると、小一条院は「頼義を身を放たでもたりける」とあり、頼義が側近として近侍したことが窺われる。ただし、判官代就任を長元四年の平忠常の乱終結後とすると、同九年に相模守に就任するまでの期間は五年足らずであり、両者の関係を過度に重視することはできない。

相模守に至る前の頼義について判明する事実はこの程度に過ぎないが、小一条院の娘冷泉宮僊子内親王領の莊園に、頼義配下の武士が関係する例が見られることは注意される。この点については後述に委ねることにしたい。

3. 頼清の活躍

一方の頼清は、先述のごとく父頼信が頼通に対し蔵人に推挙したように、文官としての才覚を有した人物であった。この当時、河内源氏も武門ではあったが、蔵人となる能力も評価の対象となっていた点は注目される。頼信の兄頼光の系統である撰津源氏では、頼光の長男頼国が文章生であったし、その子供の中には和歌六人党の一人と称され、和歌の道に研鑽した頼実^②をはじめ、歌人として高く評価される者もあった^③。当時は河内源氏出身の子弟においても、撰津源氏と同様に文官としての官歴を歩むこともあり得たのである。先述の『中外抄』によると、頼通は頼清を蔵人に任じたとあり、六位蔵人に就任したと考えられるが、その時期はわからない。また後述するように『今昔物語集』巻一二ノ三六には「左近大夫」とあって、左近衛府の将監等を経て叙爵したことになる。

り、藏人就任には疑問もある。彼が初めて確実な史料に登場するのは、「はじめに」でふれた『小右記』治安元年（一〇二二）一〇月一〇日条である。

この時、彼は頼通家の侍所別当の任にあったことがわかる。撰関家における侍所はけっして武的な機関ではなく、宮中の藏人所を模倣し、六位以下の官人である侍を中心に、政所以下の家政機関に仕える職員に對して、その出仕を確認・催促し、その名簿等を管理する機関であった^④。こうした主従関係の管理・統制という側面が鎌倉幕府の御家人統制に継承されたのである。したがって、侍所別当は文官的な面に才能を認められた頼清に相応しい役職だったといえる。なお、侍所別当は職事とも呼ばれ、原則として五位以上であったから、すでに叙爵していたことがわかる。

翌治安二年七月一四日、頼清は道長が精根を傾けた法成寺の金堂供養にも奉仕していたから、頼通のみならず道長にも近侍していたことになる。なお万寿二年（一〇二五）三月八日には、藤原実資の指示で頼通との取り次ぎを行っており、実資にも近い立場にあったことがわかる（以上『小右記』）。頼清は撰関家の侍所別当と同時に中務少輔の地位にあった。中務少輔の任にあったことが最初に記されているのは、『小右記』寛仁二年（一〇一八）四月二二日条である。当時、まだこの官職は形骸化しておらず、同書長元元年（一〇二八）七月一五日条によると、頼清も詔書を取り次いでいる。文官としての才覚を評価されていたと考えられる。

さきにもふれたが、『今昔物語集』卷二ノ三六「天王寺別当、道命阿闍梨語」にも、若き日の頼清に関する説話がみられる。これには、彼が「左近大夫」と称されたころ、さわめて不遇であったこと、このため藤原道綱の子で、のちに四天王寺別当となる道命阿闍梨の世話になったこと、父道綱とも縁があったことなどがわかる。「左近大夫」を事実とすると、

頼清は中務少輔就任以前に左近衛府の将監等をつとめて叙爵したことになる。事実とすれば、武門出身が任官に影響したのかもしれない。ただ、先述の『中外抄』のように六位藏人に任じたとすると、その後左近将監となることは考え難く、彼の初期の官歴については不明確な面がある。

彼が不遇であったのは、治安元年（九九九）に上野介、長和元年（一〇二二）以前に常陸介に在任していた程度で、経歴も地味なものに過ぎない。また、元来道兼家人であった（『古事談』四一二）ことも関係して、兄頼光・頼親と異なり道長に近侍していたわけでもなかった。こうしたことが影響して、頼清も不遇を託つ羽目になったと考えられる。

頼清と縁があったという道綱は、むしろ道長の異母兄である。しかし、頼信と道長が疎遠であったことを考えれば、彼への接近の背景に道長との関係を想定するのは難しい。むしろ、道綱が頼清の伯父頼光の女婿であったから、頼清は頼光との関係で道綱・道命に接近したと考える方が妥当であろう。説話などでも頼光と頼信が近い関係にあったことが示唆されているのも傍証となる。

その後、頼清は治安元年以前に頼通の家政機関に仕え、道長にも接近するようになって困窮を脱したものと考えられる。頼信の立場の変化等は確認できず、その契機は不明確である。ただ、撰関家に祇候するようになってからの頼清について、『小右記』の記事以外にも撰関家周辺の彼に対する評価を窺わせる事実がある。それは頼清の婚姻に他ならない。すなわち、頼清の三男兼宗の母となった女性は、才気の聞こえ高く道長の側近として知られる権大納言藤原斉信の娘であった（『尊卑分脈』）。斉信は道長の従兄弟で、その父は太政大臣為光という名門である。この大きな身分差を有する婚姻は、頼清が撰関家関係者から有能な人物として高い評価を受けていたことを裏付けるものである。斉信は長元八年

(二〇三五)まで存命し、その間権大納言として活躍していたから、頼清に対して何かと支援し、その昇進にも影響を及ぼしたものと考えられる。

二、頼義・頼清の受領就任

1. 安芸守頼清

先述のように、兄頼義を差し置いて、弟頼清が先に受領に就任することになる。頼清は、長元四年(一〇三二)三月八日、朝廷に安芸守として赴任する旨を申し入れ、一四日には右大臣藤原実資のもとに挨拶に訪れた(『小右記』)から、この直前に安芸守に就任したことになる。これ以前に頼清の受領勤仕は確認できないので、安芸が初の受領就任と考えられるが、先述のように兄頼義が初めての受領である相模守に就任するはこれより五年もあとのことになる。また、この『小右記』の記述から、先述した頼清と実資との政治的關係が継続していたことも判明する。

長元四年といえ、前年九月に父頼信が平忠常を追討すべく甲斐守として下向しており、ちょうど忠常との間で降伏の交渉が行われていた時期に相当する。忠常が降伏するのは翌四月のことであった。元来頼信は、忠常の追討使を定める最初の仗議で、公卿たちから追討使の適任者として推挙された。しかし関白頼通がこれを退け、桓武平氏の平直方・檢非違使中原成道を追討使に起用した(『左経記』長元元年六月二日条)ことはよく知られている。この人選の背景としては、忠常と鋭い敵対關係にあった直方一族をあえて起用したこと、直方らが頼通の家人であったこと、頼信が忠常と主従關係にあり、事件をやむやにする恐れがあったこと、そして直方・成道が檢非違使という追討使に相応しい官職にあったことなどが指摘されている^⑤。

頼清の立場等から考えて、頼義と頼信の關係が断絶していたわけではないが、頼通が公卿たちに推挙された頼信よりも平直方を重視したのは事実であり、頼通と頼信の關係に軋みが生じたことは疑いない。平忠常の乱平定後、頼信は右大臣藤原実資を通して恩賞を申請しているが、これは頼通との關係が不安定であったことを示唆する(『小右記』長元四年七月一日条、九月十八日条)。なお、頼信・頼清父子は、ともに実資とも政治的な連携を有していたことになるが、このように複数の有力者に伺候するのは当時の軍事貴族一般に見られる現象といえよう。

頼信と頼通との關係は、乱後に回復したものと考えられる。忠常の乱追討の遅延と現地の荒廢に憤慨した頼通は、長元三年に直方を更迭して頼信を起用するとともに、その直後に頼通の家政機関に奉仕してきた頼清を安芸守に任じたことになる。これは、頼通が頼信父子を優遇し、彼らとの關係修復を図ったものと考えられる。また、先にもふれたが、頼義が小一条院判官代に就任したのも、乱の平定後とみられるから、同様の意味を有した人事であろう。そして後述する頼義と直方の娘との婚姻も、直方が家人であったことを想起すれば、頼通が仲介した可能性もある。

2. 受領歴任

一方、安芸守をつとめた頼清は、永承三年(一〇四八)以前に陸奥守に在任しており、ついで肥後守に移った。陸奥守から肥後守への遷任は、『後拾遺和歌集』四七四の、女流歌人相模が詠じた和歌の詞書に、「源頼清朝臣、陸奥国果てて、また肥後守になりて下り侍りけるを」とあることから判明する。この相模は、頼清の伯父頼光の後妻である慶滋保章娘の連れ子にあたり、頼清とは義理の従姉妹という關係にあった。先述し

た頼清と頼光家との密接な関係を裏付ける挿話といえよう。

それはともかく、以上のことから頼清は、安芸・陸奥・肥後の受領を歴任していたことが判明する。相模の和歌によると、頼清は陸奥守からあまり間を置かず肥後守に遷任したと考えられる。このことは、陸奥守としての実績が評価されたことを物語る。彼が陸奥を去ってから間もない永承六年（一〇五二）に、受領藤原登任と郡司安倍頼良との衝突が勃発した（『陸奥話記』）ことは、頼清の離任が何らかの影響を与えたことを推測させる。登任に代わって頼清の兄頼義が陸奥に赴任したこと、頼良がたちまち頼義に屈伏したことは、頼清の下に安倍氏が服属していたことを示唆するものである。

頼清の位階は『尊卑分脈』に従四位下とあるのみで、確実な記録はないが、少なくとも官職の面においては兄頼義を凌駕していた。また、権大納言藤原齊信との姻戚関係など、閨閥の面から考えても、彼の系統こそが河内源氏の嫡流とみなされる存在であったことは疑いない。文官としての才能を評価された頼清は、親交のあった頼光同様、時として朝廷の警護等を担当することもあったものの、基本的には摂関家政機関に仕え、受領を歴任しながら官職を上昇させるという、貴族社会に違和感無く溶け込む存在となっていたと考えられる。こうした頼清流が河内源氏の嫡流を占めていたならば、河内源氏も摂津源氏と同様の存在となった可能性が高い。東国で豪族を相手に、危険で辛苦に満ちた経験を重ね、昇進に苦労した頼信にしてみれば、摂津源氏同様の存在形態をより望ましいものと考えたのではないだろうか。

しかし、その後頼清は史料から姿を消すことになる。前々任の受領であった陸奥で発生した前九年合戦の最中にも、彼の名前が登場することはなかった。おそらく、兄に先立って死去していたものと考えられる。まさに頼清が史料から姿を消すのに入れ替わるように、頼義の活躍が始

まることになるのである。

3. 冷泉宮領と頼義

文官としての才能を有し、如才ない活動によって貴族社会で活躍した弟頼清に対し、武骨な頼義は受領昇進で遅れを取った。しかし、父頼信が頼義を閨白頼通に武者として推挙したという逸話が物語るように、頼義は父から武士として高く評価されていた。冒頭で紹介した『今昔物語集』（卷二五ノ一二）の有名な説話も、無言のうちに両者が連携したように、父子の関係が緊密であり、頼義はその武芸を父から信頼されていたことを物語るものである。こうした武士としての能力によって、頼義は最終的に河内源氏嫡流の地位を確立することになる。

頼義は、先述のように長元九年（一〇三六）一〇月一日に相模守に補任され（『範圍記』）、弟頼清より五年も遅れて初めて受領の地位を得た。受領就任は長らく小一条院の判官代をつとめた労によるものであった。判官代時代の事績については、先述のように狩獵のお供をしていたということくらいしかわからない（『陸奥話記』）。しかし、小一条院に関連して注目されるのは、院の娘冷泉宮儂子内親王の所領に、河内源氏の有力な郎等の一族が関係していたことである。ちなみに、彼女は皇孫ではあるが、祖父三条天皇の養女として内親王の宣下を受けていた。

彼女の所領は、建長五年（一二五三）一〇月二日に作成された近衛家所領目録（近衛家文書、『鎌倉遺文』七六三一号）から確認することができ、東国にも多くの荘園が存在していたことがわかる。相模国の冷泉宮領には、三崎・波多野両荘があった。このうちの三崎荘の荘官は、頼信の時代以来、河内源氏とは重代相伝の主従関係にある三浦氏がつとめている。波多野荘では頼義に三十年余り仕え、前九年合戦で頼義戦死の誤報を受

けて殉死した佐伯経範の子孫波多野氏が荘官の任にあった。さらに、上総国においても、菅生荘において平忠常の子孫上総介氏が荘官をつとめていたと考えられる。

冷泉宮領成立の契機は不明確ではあるが、やはり小一条院から継承したと見るのが妥当であろう。立荘に際して、頼義が関係する武士を荘官として院に推挙したものと考えられる。これも彼の武的な奉仕であり、武士としての立場が彼の政治的地位の上昇をもたらしたことになる。こうした荘官推挙は、東国武士との関係を継続するとともに、彼の名声を東国に扶植する方策といえることができる。もともと、佐伯氏が荘官に補任されたのは頼義の相模守就任後のこととされるから、『陸奥話記』に彼が「愛し土好し施」んだとあるのは、こうした荘官等への推挙をも意味すると考えられる。

なお、冷泉宮領荘園は、懐子の養女となった右大臣源師房の娘源麗子に継承され、彼女が道長の孫で摂政・関白をつとめた藤原師実の室となったことから、冷泉宮領は摂関家の管理下に入り、師実の孫忠実の時代に摂関家領に統合される（『近衛家所領目録』）。そして、河内源氏と摂関家、東国武士との結合を継続させる媒介ともなるのである。

4. 相模守就任と婚姻

一方、『陸奥話記』の記事によると、平忠常の乱平定後に頼義は平直方の娘と結婚している。同書は、直方が乱の平定における頼義の武芸を賛嘆して婿に迎えたとするが、忠常追討に際して華々しい合戦はなかったと考えられるので、直方が彼の武芸に感じたとする『陸奥話記』の記述には疑問が残る。直方は桓武平氏貞盛流の嫡流で、先述のように忠常の追討使に起用されながら追討に失敗、更迭された人物であったから、追

討に成功した頼信父子に敬意を表したと考えることもできる。ただ、直方が頼通家人であり、頼信一族も頼通との関係を修復していたことを考えれば、頼信からの働きかけによって、頼通が家人相互の婚姻を仲介した可能性もある。

また、『陸奥話記』は婚姻が成立したのちに相模守に就任したかのように記しているが、頼義と直方娘の間に長男義家が誕生したのは、相模守就任から三年後の長暦三年（一〇三九）であるから、婚姻は相模守在任中に成立した可能性が高い。後述するように、直方は鎌倉の屋敷のほか、相模に大きな基盤を有しており、これらが頼義に譲渡されたと考えられている。このため、相模守就任自体が、直方の娘との婚姻を前提とした頼義の希望によるものではなかったかとする見解もある^⑧。そうであれば、受領就任以上に直方の娘との婚姻に大きな意味があったことになる。そこには、文官として昇進していった頼清に対し、夷狄討伐の伝統を有する桓武平氏嫡流の婿となることで、武門としての立場を確立しようとした頼義の野心が存したのである。

三、嫡流の行方

1. 武門の権威

頼義と直方の娘とは琴瑟相和し、義家・義綱・義光の三人の男子と、二人の女子を得たという（『陸奥話記』）。頼義が得たのは、子供たちだけではない。この婚姻によって、頼義は鎌倉の屋敷・所領や東国の郎従、そして桓武平氏嫡流が有した権威をも獲得したとされる^⑧。桓武平氏は、その祖高望以来、一族は坂東各地に拠点を築き、平貞盛をはじめとして、多くの鎮守府將軍や東国受領を輩出してきた。当時の武士には、京にお

ける王権の守護と辺境における夷狄の討伐という二つの大きな役割があったが、桓武平氏こそは東国・奥羽における夷狄討伐という役割を担う伝統を有していたのである。直方の女婿となることで、頼義はそうした桓武平氏の伝統と権威をも継承したことになる。

この婚姻の背景に、文官として活躍し官位で自身を凌駕した弟頼清に對抗しようという、頼義の目的が存したことはいうまでもない。むろん、のちの義家と義綱、義朝と義賢、頼朝と義経のような武人相互の激烈な抗争とは異なると考えられるが、イエが確立してきた当時、頼義と頼清との間で嫡流をめぐる軋轢が存したことは疑いないだろう。また、その頼清とも親しい関係にあつて、王権守護として京で活躍する摂津源氏らに対抗するためにも、頼義は武士として独自の役割を果たし、その立場を強化する必要があつた。それゆえに、頼義は忠常の乱平定後、河内源氏の名声が坂東に広まったことを契機に、直方の女婿となつて、その権威を継承しようとしたのである。

むろん、この婚姻に当時存命であつた頼信が無関係であつたとは考え難い。平忠常の乱の平定後、頼信は東国に多くの家人を獲得していたとされる（『小右記』長元四年九月十八日条）。頼信は、こうした東国における河内源氏の名声を頼義に継承させるために、直方の娘との婚姻を実現させたとみることができよう。そうであれば、京における頼清の系統と、東国を基盤とする頼義の系統とに、河内源氏の役割を分担させる目的があつたと考えることができよう。

頼義が、直方をはじめとする桓武平氏が有した権威を重視したことを象徴するのが、彼の後継者である。頼義の嫡男が義家であることは周知に属するが、その義家が直方の娘との間に生まれたのは長暦三年（二〇三九）であり、先述した生年に従うならば、頼義はすでに五〇歳を超えていたことになり、当時としては高齢に属する。たしかに義家は前

九年合戦で抜群の武芸を發揮したように、武門の嫡男に相応しい力量を備えていた。しかし、余りに年の離れた嫡男には不自然の観を免れない。少なくとも、義家の誕生以前に養子等も含めて、後継者を決めておかなかつたとは考えがたく、嫡男の交代などがあつたことを推測させる。大きく年齢の離れた義家をあえて嫡男とした一因は、彼の母方の出自が武門を継承するのに相応しかつたためと考えられる。

2. 頼信告文と前九年合戦

ところで、頼義の父頼信は、河内守に在任していた永承元年（一〇四六）、朝廷を擁護する武門としての立場を強調した告文を同国の誉田山陵に奉納したとされる（『河内守源頼信告文案』石清水田中家文書、『平安遺文』六四〇）。この中で頼信は、自身が八幡大菩薩とされる応神天皇以来の皇統に繋がることを強調するとともに、武力によつて朝廷を擁護する立場を八幡神に誓っている。ここで頼信は、応神天皇につながる系譜の中で陽成天皇を自身の祖とし、清和源氏、陽成源氏をめぐる議論を生んだことは余りに有名である。この文書については、原文書ではないこと、文面に誤記が見られることなどから、内容や真偽をめぐって議論がかわさ^⑤れているが、近年は十一世紀後半に成立する仲哀天皇を武皇とする見方が反映されていることなど、八幡信仰の変化との関係等から、この告文を頼義の時代に偽作されたとする説が提起されている^⑥。これまで述べてきたように、頼義は弟頼清の系統と対抗するべく、武門としての立場を確立しようとしてきた。こうした頼義の姿勢を考えれば、頼信以来の河内源氏を武を担当する家柄として、天皇を守護する存在に位置づけた告文こそ、当時の頼義の考えに合致したものと見えよう。したがって、彼の下で父の告文に準える偽作が行われた可能性は十分にある。

こうして、頼義は元来桓武平氏貞盛流が有してきた、東国における夷狄討伐の家柄という権威を継承し、武門としての地位を確立する。このことが、安倍頼良の前に受領藤原登任が大敗するという緊急事態に際し、陸奥守に就任した原因となったのである。頼義は、かつて父頼信が平忠常の反乱を鎮圧して坂東の秩序を再建したごとく、陸奥における秩序の回復を実現する責任を負っていたことになる。

しかも、そこには河内源氏における頼清流との嫡流をめぐる軋轢が関係していた。先述のように、弟頼清は数年前まで陸奥守に任にあり、平穏な統治を実現していたとみられるのである。その離任直後に兵乱が勃発しただけに、この鎮圧は文官的な立場で陸奥の安定を実現した頼清と、武威によって蜂起した夷狄を威圧する頼義を対比する試金石という意味も有した。頼義が武門としての権威、河内源氏における嫡流の座を確立するためには、安倍氏の不穏な動きを統制し服属させる必要が存したのである。

頼義は、まず武威で安倍氏を屈伏させたが、任用国司や在庁官人らの安倍氏に対する反発から兵乱が勃発してしまった。ただ勘繰れば、頼清と提携していた安倍氏を討伐することで、武門としての名声と頼清を凌駕する地位を確立しようとする野心が、頼義の開戦の決断の背景に存した可能性も否定できない。いずれにせよ、頼義は武門の名声を確立するためにも、兵乱には絶対に勝利せねばならなかったのである。

頼義は多大の艱難を経験し更迭の危機も乗り越えて、最後は出羽の豪族清原氏の支援を乞うて、ようやく勝利するに至った。これも、夷狄討伐の武門としての地位を確立・保持しようとした頼義の執念の所産であった。かくして、武門の第一人者という地位は、嫡男義家に継承されることになる。

3. 頼清流の没落

頼清は、頼通の侍所別当・家司を勤仕するとともに、中務少輔、安芸・陸奥・肥後守を歴任し、位階も従四位下に至ったとみられる有能な官人であり、おそらくは死去するまで兄頼義を凌駕する政治的地位にあったと考えられる。したがって、河内源氏の嫡流の座を獲得する可能性もあった。摂関家の家政機関職員、受領歴任といった点で頼光の系統と類似した官歴を有していたといえる。彼の系統が河内源氏を中心になっていたならば、河内源氏も摂津源氏同様、京で摂関家の家政機関に奉仕する貴族的性格の強い武士となっていたことであろう。しかし、最終的には頼義の系統こそが河内源氏嫡流を継承することになる。

その一因は、むろん時代の変化にある。一一世紀後半以降、寺社権門の分立と抗争、強訴の激化、地方における豪族の台頭と国衙との衝突といった軍事緊張が高まるにともない、武門には精強な武力や実戦的な戦闘能力が要求されるようになった。夷狄討伐をこととした河内源氏が、ついには文官的性格を有した摂津源氏を凌駕した原因はここにある。その意味で、摂津源氏と類似する性格を有した頼清流にも、時流に乗り遅れた面があったことは否めない。しかし、そればかりではなかった。

摂津源氏は、天永二年(一一二一)十一月、頼光の曾孫下野守明国が殺人を犯しながら帰京し、多くの祭礼を目前にした京中に死穢を拡散したとして、佐渡に配流されるという事件に見舞われた。この結果、摂津源氏の嫡流多田源氏はすっかり没落し、その後は受領に就任する者もいなくなってしまうのである。明国の弟仲政の系統は政治的地位を保つものの、摂津源氏全体としては凋落の途をたどることになる。^⑩ 実は頼清流にも、同様の大きな陥穽が待ち構えていた。

嘉保元年(一一九四)八月、頼清の孫三河守惟清が白河院を呪詛すると

いう大事件が発生した。このため、院殿上人で三河守であった惟清が伊豆に配流されたのはもちろん、いずれも一院非藏人であった弟頼清・仲清・盛清、そして父で頼清の嫡男であった仲宗らも連座して配流され、一族のほぼ全員が失脚してしまったのである（『中右記』『百練抄』八月七日条）。

仲宗は延久四年（一〇七二）に白河天皇即位後に六位藏人に、また惟清も寛治七年（一〇九二）に白河院藏人から堀河天皇の六位藏人に就任し（以上『藏人補任』）、先述のように白河院殿上人として活躍していた。ともに白河院の側近として、かつて頼清がその才があるとされた藏人に任じ、政治的地位を世襲する動きを見せていたが、これは摂津源氏と共通する。また仲宗は筑前守等に任じ、位階は『尊卑分脈』によると父と同じ従四位下に至っており、筑前から犯人を連行して上洛した際に関白師通に挨拶し、鞍を与えられている（『後二条師通記』寛治六年一月一日・一二月六日条）。おそらくは白河院に近侍する一方で、父頼清と同様、摂関家にも仕えていたのである。惟清も藏人を経て、失脚直前には三河守に就任しており、順調な官歴を歩んでいたと考えられる。

惟清による呪詛事件について、同時代の史料は真相を黙して語らない。しかし、事件の真相を窺知しうる史料は、意外にも『吾妻鏡』正治元年（一一九九）八月一九日条に存している。この時、鎌倉幕府では、二代將軍源頼家が、御家人安達景盛の愛妾を奪った上に景盛を追討しようとする事件が勃発していたが、一九日に政子の制止で頼家も景盛に対する討伐を断念した。その際に大江広元は、同様の事件の先例として、鳥羽院が源仲宗の妻を奪取した上に彼を配流に処した事件があったとし、強奪された女性こそ、祇園女御であったと語ったのである。

この広元の談話については、角田文衛氏が指摘したように、強奪したとされる鳥羽院は白河院の、そして強奪されたのは仲宗ではなく惟清室

の誤伝と考えられる。むろん、これをそのまま真実と断定することはできないが、彼らが失脚した真相の一端を物語るとみることができであろう。惟清は、院に藏人以来近侍し、当時も院殿上人として側近の地位にあった。院に近侍したがゆえに愛妾をめぐる事件に巻き込まれ、側近であったばかりに裏切り者として厳罰に処されたのであろう。まさに専制君主白河院の乱倫と恣意に翻弄された事件であった。

また、強訴等が激化しつつあった当時、この一族が軍事的に重要な役割を果たしていたとすれば、一族全体に対する処罰はあり得たであろうか。久安三年（一一四七）六月、平清盛が惹起した祇園社頭における鬪乱事件に際し、鳥羽院は多くの京武者を動員し、清盛や父忠盛の配流を要求する延暦寺・祇園社側を強訴の動きを封じ込め、二人を擁護した。むろん、この背景には、単に院近臣というだけではなく、院政の軍事的な支柱でもあった平氏一門を擁護しようとする意図が存したのである。むろん事件の性格は大きく異なっているが、軍事的な重要性の低さも一門全体に及ぶ厳しい処罰と無関係ではなかったと考えられる。その意味では、武門としての精強さよりも文官的な側面を表出させ、院への近侍を専らにする存在であったことが、没落をもたらしたといえる。

4. その後の頼清流

真相はともかく、この事件で仲宗の系統が大きな打撃を受けたことは疑いない。惟清はついに許されなかったと見え、『尊卑分脈』にもその子孫についての記述は見えない。結局は弟頼清の子孫が家を継承することになる。彼は信濃国に拠点を構えるとともに、京でも細々と活動する存在となったと考えられるが、村上氏を名乗ることになるその子孫の活動はそれなりに波瀾にとんだものではあった。

まず、顕清の子のうち、長男宗清は藏人となるものの、仁平年間（一一五一～五四）に横死した（『尊卑分脈』）ため、弟仲清の孫為国が養子としてあとを継ぐことになる。彼は崇徳院に仕えて判官代となり、保元の乱にも参戦している。為国は崇徳側近平正弘一族とともに、いち早く白河殿に参入したのである（『兵範記』保元元年七月一〇日条）。もつとも『兵範記』にはもちろん、『保元物語』にも彼の合戦における活動に関する記述はない。崇徳側の敗北後、同陣営の武士の大半が一族もろともに処刑されたなかで、彼は罪名宣下の対象ともなっておらず（『兵範記』七月二七日条）、処罰をも免れたらしい。室で長男信国の母となった女性が信西の娘であったこと（『尊卑分脈』）、合戦で大した役割を果たさなかったことも影響したのであろう。

為国の子のうち、長男信国は、寿永二年（一一八三）に上洛した源義仲と行動を共にしている。入京直後、義仲の命を受けて諸将が京の警護を分担した際、信国は鴨川以東の五条以北の警護を担当していた（『吉記』七月三〇日条）。右馬助に就任したが、法住寺合戦後に解官されている（同書一二月三日条）ので、義仲と対立したものと考えられる。その後は史料から知ることはできない^⑩。あるいは義仲に殺害された可能性もある。

一方、為国の五男基国は鎌倉御家人として活動している。彼は、文治四年（一一八八）三月一日に頼朝の鶴ヶ岡八幡宮参詣に随行した（『吾妻鏡』）のを皮切りに、建久元年（一一九〇）、同六年の頼朝上洛にも随行した（『吾妻鏡』建久元年一月七日条、同六年五月二〇日条）ほか、鎌倉に居を構えて（『吾妻鏡』建久二年三月四日条）、鎌倉における儀式にも出仕している。しかし、その子孫の動向は不明確である。これに対し、村上氏を名乗って鎌倉末に至ったのは為国の三男安信の系統で、ここから元弘の乱で護良親王に殉じた義光が出た（『尊卑分脈』）。その弟信貞は足利尊氏に属して事実上の信濃国守護の役割を果たし、彼の子孫義清は武田信玄

と抗争を繰り返すことになる。

なお、仲宗の弟で、権大納言齊信の娘を母とする兼宗については、『尊卑分脈』に従四位下に至り、下野または上野の受領に任じられたとあるが、古記録等では確認できない。『帥記』永保元年（一一八一）三月二〇日条に上総介とある兼宗が、彼である可能性も否定できないが、他に事績は見出されず、その子孫も目立った活躍をすることはなかった。

むすび

以上述べ来った主要な論点は以下の通りである。

河内源氏の祖源頼信の子息たちの中では、頼信から宇治殿頼通に藏人として推挙された次男頼清が、長男頼義に先んじて受領に昇進するなど、官位の面で凌駕していた。また権大納言齊信の婿となるなど、貴族社会での評価も高かった。したがって、彼の系統が河内源氏の嫡流となる可能性もあった。

文官としての才能を有し、貴族社会で活躍した頼清に対抗するために、頼義は父頼信も評価した武士としての高い能力を活かす道を選んだ。平忠常の乱終結後、桓武平氏嫡流平直方の娘婿となり、鎌倉の屋敷や家人、夷狄討伐の中心という桓武平氏の名声を継承したのも、武門としての地位を確立しようとした行動の一環であった。そして、武門としての名声を背景に陸奥守に起用され、苦難の末に前九年合戦を平定、武名を背景に河内源氏嫡流を占めることになるのである。

これに対し頼清の系統では、彼の孫惟清が白河院を呪詛するという忌まわしい事件が勃発し、一族失脚の運命に見舞われ、没落を余儀なくされた。ただ頼義の系統が嫡流となったのは偶発的事件のみが原因ではない。院政期には強訴や地方豪族の反乱の激化し、こうしたことに対処す

る武門が重視される時代となっていた。こうした武門を重視する時代の趨勢と、頼義の選択は合致したのである。ここに頼義の系統が河内源氏の嫡流となり、河内源氏こそが武士の第一人者となってゆく要因が存したのである。

さて、周知の通り『吾妻鏡』治承四年（一一八〇）四月二十七日条は、頼朝の岳父時政を伊豆国の「豪傑」と記し、平直方五代の子孫と明記している。直方の名が記された背景には、頼義を婿に迎えた直方と、頼朝を婿に迎えた時政を対比する目的があったとする理解が提示されている^⑤。

ところで、「豪傑」とされた時政が、実際には在庁官人であったことは明白な事実であった。それにもかかわらず、『吾妻鏡』があえてその事実を記なかったのは、やはり地方武士に過ぎない在庁官人を軽視する見方が存したためと考えられる。元弘の乱に際し、護良親王の令旨が時政のことさらに「伊豆国在庁」と称したのも、在庁官人に対する蔑視を示すものである。この点は、絶大な権力を掌握しながら北条氏が將軍たりえなかつたこと、これと対照的に軍事貴族の地位を保持続けた足利氏が征夷大將軍となつたこととも関連して留意すべき問題といえる。

近年、系図の研究を通して、時政の先祖は京の軍事貴族が伊豆の豪族に嫁入りしたとする説が提起されており、本来は在庁官人程度の身分ではなかつた可能性が高い。ところが、『吾妻鏡』は、そうした系譜を表面させず、あえて時政を在庁官人に過ぎない直方の子孫に位置づけたことになる。そこまでして、『吾妻鏡』がことさらに直方の名を持ち出した原因は、単に直方と時政とが河内源氏の嫡男を婿に迎えたことの共通性を示しただけではないであろう。

すでに述べたように、頼義と直方の娘との婚姻こそは、河内源氏を東国における夷狄討伐を担当する武門として確立させる画期となつた。これと同様に、時政の娘との婚姻は、頼朝が東国において幕府を樹立する

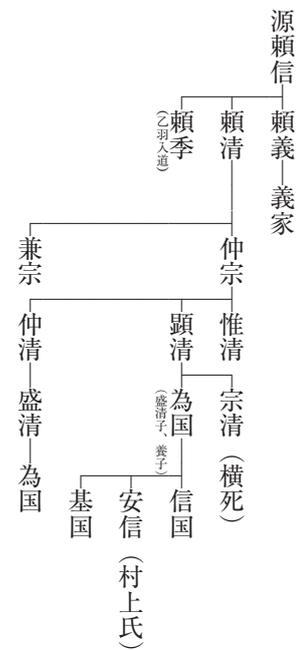
契機ともなつたできごとだったのである。したがって、『吾妻鏡』の記述には、河内源氏に東国と関係する大きな画期をもたらした二つの婚姻を重複させる面があつたと考えることができるであろう。

注

- ① 『古事談』『中外抄』『今昔物語集』『後拾遺和歌集』はいずれも『新日本古典文学体系』（岩波書店）を、『陸奥話記』は『青森県史 資料編古代史Ⅰ』を、それぞれ用いた。
- ② 保立道久氏『平安王朝』（岩波書店、一九九六年）。
- ③ 高重久美氏『和歌六人党とその時代』（和泉書院、二〇〇五年）。
- ④ 拙著『源満仲・頼光』（ミネルヴァ書房、二〇〇四年）、同『撰津源氏一門―軍事貴族の性格と展開』（『史林』六七―六、一九八四年）。
- ⑤ 拙著『院政期政治史研究』第五章「撰関家政機関の拡充」（思文閣出版、一九九六年）、同「平安後期の侍所について―撰関家を中心に―」（『史林』六四卷四号、一九八一年）。
- ⑥ 野口実氏『坂東武士団の成立と発展』第二節「平忠常の乱の経過について―追討の私戦的側面―」（弘生書林、一九八二年）。同氏『源氏と坂東武士』（吉川弘文館、二〇〇七年）。
- ⑦ 冷泉宮領については、川端新氏『莊園制成立史の研究』（思文閣出版、二〇〇〇年）付編・第一章「撰関家領莊園群の形成と伝領―近衛家領の成立―」参照。
- ⑧ 頼義と直方娘の婚姻については、野口氏注⑤前掲書参照。
- ⑨ 野口氏注⑤前掲書。
- ⑩ 主要な研究には、星野恒氏「世ノ所謂清和源氏ハ陽成源氏ナル考」（『史学叢説』二、富山房、一九〇九年）、庄司浩氏「河内守源頼信告文」と平忠常の乱」（『古代文化』三二―七、一九七九年）、杉橋隆夫氏「河内源氏の出自―頼信告文と頼朝願文」（『藤井寺市史紀要』四、一九八三年）、田中文英氏「河内源氏とその時代」（『院政とその時代―王権・武士・寺院―』思文閣出版、二〇〇三年）などがある。
- ⑪ 横井靖仁氏「中世成立期の神祇と王権」（『日本史研究』四七五号、

二〇〇二)。

- ⑪ 撰津源氏の没落については、注③前掲拙著・拙稿参照。
- ⑫ 角田文衛氏『待賢門院璋子の生涯―淑庭秘抄』(朝日新聞社、一九八五年、初出は一九七五年)七〇八頁。
- ⑬ 高橋昌明氏『増補改訂 清盛以前 伊勢平氏の興隆』(文理閣出版、二〇〇四年、初出は一九八四年)
- ⑭ 信国については、浅香年木氏『治承・寿永内乱論序説』(法政大学出版会、一九八一年)第二編第三章「義仲軍団と北陸道の『兵僧連合』」参照。
- ⑮ 野口実氏『源氏と坂東武士』(吉川弘文館、二〇〇七年)
- ⑯ 野口実氏『京武者』の東国進出とその本拠地について―大井・品川氏と北条氏を中心に―(京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』一九、二〇〇六年)



(京都大学大学院人間・環境学専攻教授)